議案第52号

鹿屋市交流センター「湯遊ランドあいら」条例の一部改正について

鹿屋市交流センター「湯遊ランドあいら」条例の一部を次のように改正する。

令和６年６月14日提出

鹿屋市長　　中　西　　茂

鹿屋市交流センター「湯遊ランドあいら」条例の一部を改正する条例

鹿屋市交流センター「湯遊ランドあいら」条例（平成18年鹿屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

４　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの別表第１の適用については、同表中「

浴場	１回入浴	大人	390円	中学生以上
		中人	150円	小学生
		小人	無料	未就学児
	１日入浴	大人	650円	中学生以上
		中人	260円	小学生
		小人	無料	未就学児
	割引回数券（11回分）	大人	3,900円	中学生以上
		中人	1,500円	小学生

」とあるのは、「

浴場	１回入浴	市内高齢者	270円	市内居住者70歳以上
		大人	390円	中学生以上
		中人	150円	小学生
		小人	無料	未就学児
	１日入浴	市内高齢者	450円	市内居住者70歳以上
		大人	650円	中学生以上
		中人	260円	小学生
		小人	無料	未就学児

とする。

	割引回数券（11回分）	市内高齢者	2,700円	市内居住者70歳以上
		大人	3,900円	中学生以上
		中人	1,500円	小学生

」

５　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの別表第１の適用については、同表中「

浴場	１回入浴	大人	390円	中学生以上
		中人	150円	小学生
		小人	無料	未就学児
	１日入浴	大人	650円	中学生以上
		中人	260円	小学生
		小人	無料	未就学児
	割引回数券（11回分）	大人	3,900円	中学生以上
		中人	1,500円	小学生

」とあるのは「

浴場	１回入浴	市内高齢者	330円	市内居住者70歳以上
		大人	390円	中学生以上
		中人	150円	小学生
		小人	無料	未就学児
	１日入浴	市内高齢者	550円	市内居住者70歳以上
		大人	650円	中学生以上
		中人	260円	小学生
		小人	無料	未就学児
	割引回数券（11回分）	市内高齢者	3,300円	市内居住者70歳以上
		大人	3,900円	中学生以上
		中人	1,500円	小学生

」とする。

別表第１中浴場の部を次のように改める。

浴場	１回入浴	大人	390円	中学生以上

		中人	150円	小学生
		小人	無料	未就学児
	１日入浴	大人	650円	中学生以上
		中人	260円	小学生
		小人	無料	未就学児
	割引回数券（11回分）	大人	3,900円	中学生以上
		中人	1,500円	小学生
	６か月入浴	大人	27,300円	中学生以上
	１年入浴	大人	52,070円	中学生以上
	家族風呂	１時間当たり	1,300円	
		身体等の障がいにより介護を要する者が使用するときは２時間当たり	630円	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

リニューアルに伴う収支の改善及び民間公衆浴場との料金差の縮減等のため、使用料を改定したいので、本案を提出するものである。